

## 特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会

### 協議結果

令和5年4月改定版

## はじめに

- 平成30年5月に設置した「特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会」では、各項目について検討を行い、都区で確認した事項を協議結果として、とりまとめたところであるが、特別区児童相談所設置後に、都区で確認した運用や取扱いを変更する必要性が生じた事項や、想定していなかった課題が発生したため、改めて都区で検討を行った。
- 本資料は、特別区児童相談所設置後に、運用や取扱いに変更が生じた事項や、新たに発生した課題について、令和4年度中に都区で確認した内容を整理し、検討会の協議結果の改定版として、とりまとめたものである。

## 第1章 児童養護施設・乳児院に関する事項

### 1 施設への入所

#### 【基本的考え方】

- 民間施設（協定により東京都の入所枠を設定している長野県、茨城県、千葉県、神奈川県及び静岡県所管の児童養護施設（以下「都外民間児童養護施設」という。）を含む。）は、入所枠を設定せず、都区双方、いずれの施設にも入所措置できるものとする。

※都外民間児童養護施設については、東京都、児童相談所設置区と各県において協定を締結する。

- 民間施設で不適応となった児童の受け入れなど、セーフティネットの役割を担う都立児童養護施設の定員は、全て東京都の入所枠とする。

#### 【特別区児童の都立児童養護施設への入所】

- 都立児童養護施設への入所が必要と判断された児童相談所設置区の児童がいる場合、施設に空きがあれば、東京都は原則として割愛協議を受けるものとする。
- 特別区児童相談所の開設時に、当該区の児童が都立児童養護施設に入所している場合、退所するまでは割愛対象とする。

#### 【入所状況の把握及び提供方法】

- 児童相談所設置区に所在する民間施設については、各施設から当該施設を所管する児童相談所設置区と東京都が同時に入所状況の報告を受け、東京都が定員の空き状況と年齢や性別等を含めた入所可能状況（以下「空き状況等」という。）を集約し、都外民間児童養護施設及び都立児童養護施設の空き状況等と合わせて、月2回、児童相談所設置区に情報提供を行う。
- 児童相談所設置区以外に所在する民間施設については、各施設から東京都が入所状況の報告を受け、児童相談所設置区に所在する民間施設の空き状況等に係る情報提供と同様の方法により児童相談所設置区に情報提供を行う。

#### 【他道府県市への割愛協議】

- 東京都と児童相談所設置区は、民間施設（都外民間児童養護施設を含む。）及び都立児童養護施設の定員以上に入所措置が必要な場合、他道府県市に定員の割愛協議を行うことにより対応する。  
なお、乳児院については、原則として他道府県市の施設は利用しないものとする。

## 第2章 児童自立支援施設に関する事項

### 1 事務の委託

- 人材育成や施設整備の点において、児童相談所設置区が児童自立支援施設を早急に設置することが困難であるため、児童相談所設置区は、当面、地方自治法に基づく「事務の委託」により、児童自立支援施設に関する事務の管理及び執行を東京都に委託する。

委託事務の管理及び執行は、東京都の条例、規則その他の規程の定めるところにより行うものとする。

＜「事務の委託」の対象となる都立児童自立支援施設＞

|          |
|----------|
| 東京都立誠明学園 |
|----------|

|            |
|------------|
| 東京都立萩山実務学校 |
|------------|

- 児童相談所設置区による児童自立支援施設の共同設置については、将来的な課題とする。

#### 【関係資料】

\*協議書

\*〇〇区の児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約

### 2 入所調整等

#### 【入所調整】

- 児童相談所設置区は、東京都作成の「非行相談の手引 2019 年（平成 31 年）版（第 4 章）」等をもとに各施設と入所調整を行う。

#### 【入所状況の把握及び提供方法】

- 東京都は、各施設から毎月初日の入所状況の報告を受け、学年や性別等を含めた空き状況を集約し、児童相談所設置区に情報提供を行う。

### 3 費用の負担及び算定方法

#### 【費用の負担】

- 委託事務の管理及び執行に要する費用は、児童相談所設置区が按分して負担し、東京都の指定する期日までに、児童相談所設置区ごとに東京都に支払う。

**【関係資料】**

- \*〇〇区の児童自立支援施設に係る事務の委託に関する協議書
- \*令和4年度実施の児童自立支援施設の新築、改築、増改築及び大規模修繕等に係る費用負担等に関する協定書
- \*令和5年度実施の児童自立支援施設の新築、改築、増改築及び大規模修繕等に係る費用負担等に関する協定書

## 第3章 自立援助ホームに関する事項

### 1 施設への入所

**【基本的考え方】**

- 入所枠を設定せず、都区双方、いずれのホームにも委託措置できるものとする。
- 自立援助ホームが地域で自立した生活を踏み出すための援助を行う施設であることを踏まえ、可能な限り児童相談所設置区において整備するものとする。

**【入所状況の把握及び提供方法】**

- 東京都は、各ホームから毎月初日の入所状況の報告を受けて、空き状況を集約し、児童相談所設置区に情報提供を行う。  
なお、児童相談所設置区にホームが所在する場合は、ホームを所管する児童相談所設置区も、各ホームから毎月初日の入所状況の報告を受けるものとする。

**【関係資料】**

- \*児童自立生活援助の実施に関する協定書
- \*児童自立生活援助の実施に関する実施要領

### 2 委託費の支弁

- 事務費は、在籍状況に応じて東京都及び児童相談所設置区ごとに負担し、空き分は、その月初日の在籍児童の比率により定員を按分して負担する。
- 事業費は、児童を措置している東京都及び児童相談所設置区が負担する。  
ただし、防災対策費（防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入に係る実費）については、ホームを所管する東京都又は児童相談所設置区が負担する。
- 委託費の支払事務の一元化は行わず、東京都及び児童相談所設置区ごとにホームからの請求を受けて支弁する。

## 第4章 障害児入所施設に関する事項

### 1 施設への入所

#### 【東京都が所管している施設への入所】

- 東京都が所管している施設は、入所枠を設定せず、都区双方、いずれの施設にも入所措置及び契約できるものとする。

なお、都立の福祉型障害児入所施設(※1)又は都内の医療型障害児入所施設(※2)への入所が必要と判断された児童相談所設置区の児童がいる場合、東京都が実施している入所調整会議又は入所等選考委員会の対象とする。

#### ※1 福祉型障害児入所施設

|    |        |
|----|--------|
| 都立 | 東村山福祉園 |
|    | 七生福祉園  |
|    | 千葉福祉園  |

#### ※2 医療型障害児入所施設

|    |                 |
|----|-----------------|
| 都立 | 北療育医療センター       |
|    | 府中療育センター        |
|    | 東大和療育センター       |
|    | 東部療育センター        |
| 民間 | 島田療育センター        |
|    | 秋津療育園           |
|    | 心身障害児総合医療療育センター |
|    | 東京小児療育病院        |
|    | 緑成会整育園          |

#### 【東京都の入所枠を設定している他県所管施設への入所】

- 協定により東京都の入所枠を設定している他県の障害児入所施設への入所が必要と判断された児童相談所設置区の児童がいる場合、東京都の入所枠の割愛により対応する。

#### 【関係資料】

\* 東京都知的障害児施設入所調整会議設置要領

\* 東京都重症心身障害児(者)施設入所等選考委員会設置要領

### 2 受給者証の切り替え

- 東京都から児童相談所設置区に引継ぐケースの受給者証は、児童相談所の開設日に発行する児童相談所設置区の受給者証に切り替える。

## 第5章 一時保護所に関する事項

### 1 一時保護の基本的考え方

- 東京都と児童相談所設置区は、自らの一時保護所で一時保護を行うことを原則とする。

### 2 一時保護所の相互利用

#### 【相互利用の実施】

- 東京都と児童相談所設置区は、以下の要件に該当した場合に、相互利用を実施することができる。

なお、相互利用は、一時保護所の定員に空きがある自治体間で実施することを優先することとし、夜間・休日における相互利用は、原則として実施しない。

＜相互利用の要件＞

- ① 一時保護所の定員を超えて保護している状況にあるなど、適切な支援を確保することが困難な場合
  - ② 保護者の居住地と離れた地域で児童を保護する必要がある場合（保護者が一時保護所の近傍に居住する場合や、一時保護所の場所が特定されることにより、児童の安全確保及び一時保護所の運営に支障をきたす場合など）
  - ③ 非行児童等を分散して保護する必要がある場合
  - ④ 一時保護所内で感染症が発生・蔓延し、未罹患児童を他の一時保護所で受け入れる必要がある場合（軽度な発生・蔓延状況の場合や、個室・静養室等で対応できる場合を除く）
  - ⑤ その他相当な事由があると認める場合
- 一時保護所の相互利用の実施に当たっては、東京都と児童相談所設置区の間で協定及び実施要領を締結するものとする。

#### 【相互利用の期間】

- 相互利用の実施に当たっては、期間に制限を設けない。ただし、子どもの権利擁護の観点から、保護期間が長期化しないように努めるとともに、一時保護の目的が達成されたときは、速やかに一時保護を解除するものとする。また、里親等への一時保護委託の活用を検討する。

#### 【相互利用の費用負担】

- 依頼元は、国庫負担金の対象となるすべての費目について、厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づ

## 第6章 里親に関する事項

### 1 里親の相互委託

#### 【基本的考え方】

- 児童を里親へ委託する場合、都区双方ともに、児童の最善の利益を保障する観点から、都内全域で適切にマッチングを行うものとする。ただし、親族里親については、マッチングの対象外とする。

#### 【マッチングを行う際の情報共有】

- 里親候補の選定は、東京都と児童相談所設置区で共有する児童情報に基づいて行うものとし、児童情報はL G W A N 掲示板を活用して共有する。

##### <共有する児童情報の範囲>

養育家庭推薦依頼票等のフォーマットから児童の氏名（兄弟等の氏名を含む）を削除した情報を共有する。

##### <提供する里親情報の範囲>

里親調査書の情報及びマッチングに必要な里親情報を提供する。なお、不要となった里親情報（紙媒体）は、提供元の自治体に返却し、データ資料については、受領先が責任をもって消去する。

- 児童相談所設置区が東京都に里親候補の推薦を依頼する場合、育成支援課を窓口として、東京都共有掲示板に児童相談所設置区の児童情報を掲載する。
- マッチングの年間スケジュールは、東京都と児童相談所設置区が協議のうえ、決定する。

#### 【相互委託を行う際の役割分担】

- 現行の東京都の実施方法に準じて、以下のとおり分担するものとし、適宜、必要な調整を行う。
  - ・ 親担当児童相談所は、里親に係る相談窓口を担う。
  - ・ 子担当児童相談所は、児童に係る相談窓口を担う。
- 役割分担を変更する場合は、東京都と児童相談所設置区が協議のうえ、決定する。

#### 【相互委託における里親及び児童に対する指導】

- 相互委託における里親に対する指導監督は、居住自治体の児童相談所（親担当児童相談所）が行うものとし、子担当児童相談所から親担当児童相談所に児童情報を含めた児童里親措置委託通知書を送付する。
- 相互委託における児童に対する児童福祉司指導は、行わない。